

危険ブロック塀除却補助制度

能美市では、道路に面するブロック塀等の倒壊による事故を未然に防ぎ、通行人の安全確保及び災害時の緊急車輛の通行を確保するため、ブロック塀等の除却に関する費用の一部を補助します。

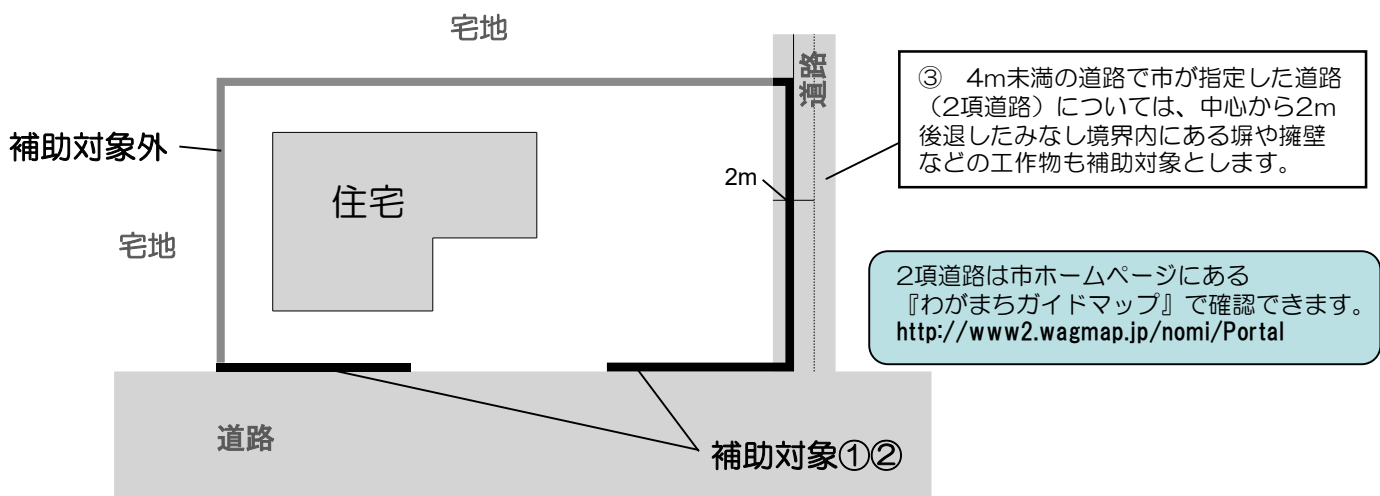


●補助対象者

市税等の滞納がない個人、会社、団体

●補助対象工事

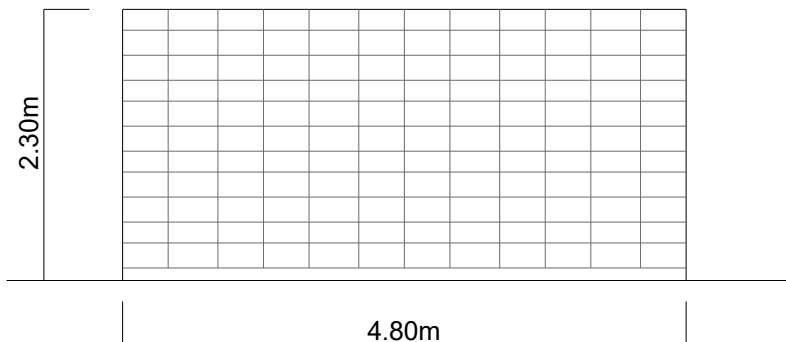
- ①道路に面して設置されたブロック塀・石塀等で建築基準法の規定に適合しないもの。
- ② 〃〃で傾き、ひび割れ等の劣化が著しいもの。
- ③建築基準法第42条第2項道路のみなし境界内にある塀または擁壁などの工作物。



●補助金の額

4,000円/㎡（上限20万円）

（例）下図の場合 $4.80 \times 2.30 = 11.04\text{m}^2 \rightarrow 11\text{m}^2$ （1㎡未満の端数切捨）
 $11\text{m}^2 \times 4,000\text{円/㎡} = 44,000\text{円}$



●注意事項

交付決定前に除却工事を着手することはできません。

除却後、設置する塀等は建築基準法の規定に適合する必要があります。

問い合わせ先 能美市土木部まち整備課 TEL0761-58-2251

建築物の既設の塀(ブロック塀や組積造の塀)の安全点検について

コンクリートブロック塀や組積造の塀(石積み塀等)は建築基準法の基準を満たし、適切に設置する必要があります。鉄筋が入っていないもの、控え壁が無いもの、時間の経過により劣化したものなどは地震時等に倒壊する恐れがあります。過去の地震においてもブロック塀等の倒壊により人的被害が発生しており、道路沿いにある塀が倒壊すると、通行の妨げになり、避難や救助にも支障が出ます。

ブロック塀等は所有者の責任において管理されることが基本ですので、まず安全点検を行いましょう。

ブロック塀等の点検のチェックポイント

ブロック塀等について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

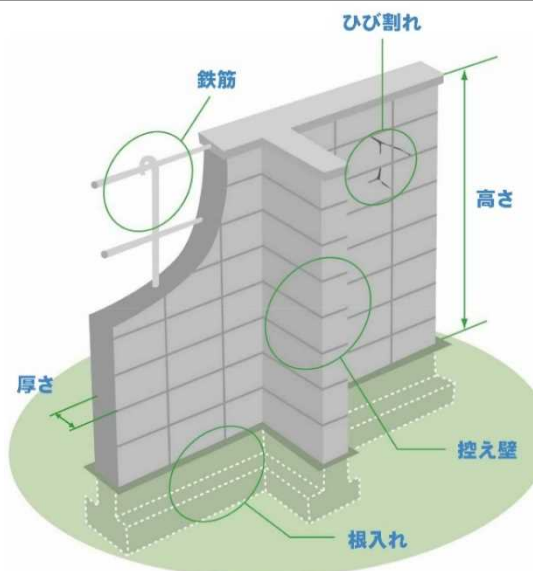
組積造の場合

(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造の場合)

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
 - 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の高さの1/10以上か。
 - 3. 控え壁はあるか
 - (塀の厚さが高さの0.15倍未満の場合)
 - ・塀の長さ4m以下ごとに、壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
 - 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
 - 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。
- <専門家に相談しましょう>
6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

ブロック塀の場合

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
 - 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合には15cm以上)
 - 3. 控え壁はあるか(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
 - 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
 - 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。
- <専門家に相談しましょう>
6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)



問い合わせ先

能美市土木部まち整備課

Tel0761-58-2251